

【別表3の66】

○低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（適合証あり）				
(1) 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）				4,700 円
共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）				
(2) 住戸ごとの申請の場合				
		申請戸数が1戸のもの		4,700 円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの		9,400 円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの		16,000 円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの		27,000 円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの		45,000 円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの		82,000 円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの		131,000 円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの		170,000 円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの		185,000 円
(3) 一の建築物の申請の場合				
	ア	住戸の部分（人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。）		
		建築物の総戸数が1戸のもの		4,700 円
		建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの		9,400 円
		建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの		16,000 円
		建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの		27,000 円
		建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの		45,000 円
		建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの		82,000 円
		建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの		131,000 円
		建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの		170,000 円
		建築物の総戸数が301戸以上のもの		185,000 円
	イ	共用廊下等の部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。）		
		当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの		9,300 円

		当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの		16,000 円
		当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		26,000 円
		当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		80,000 円
		当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		126,000 円
	ウ	非住宅の部分（住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下同じ。）		
		当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの		9,300 円
		当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの		16,000 円
		当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		26,000 円
		当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		80,000 円
		当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		126,000 円
(4) その他の建築物				
		建築物の延べ面積が300㎡以内のもの		9,300 円
		建築物の延べ面積が300㎡を超え1,000㎡以内のもの		16,000 円
		建築物の延べ面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		26,000 円
		建築物の延べ面積が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		80,000 円
		建築物の延べ面積が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		126,000 円

【別表3の67】

○低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（適合証なし）				
(1)、(2)、(3)については誘導仕様基準以外による場合の額を記載 誘導仕様基準の場合は、窓口へお問い合わせください。				
(1) 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）				35,000 円
共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）				
(2) 住戸ごとの申請の場合				
		申請戸数が1戸のもの		35,000 円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの		69,000 円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの		97,000 円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの		137,000 円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの		197,000 円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの		283,000 円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの		385,000 円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの		508,000 円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの		600,000 円
(3) 一の建築物の申請の場合				
	ア	住戸の部分（人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。）		
		建築物の総戸数が1戸のもの		35,000 円
		建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの		69,000 円
		建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの		97,000 円
		建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの		137,000 円
		建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの		197,000 円
		建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの		283,000 円
		建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの		385,000 円
		建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの		508,000 円
		建築物の総戸数が301戸以上のもの		600,000 円
	イ	共用廊下等の部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。）		
		当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの		109,000 円

		当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの		138,000 円
		当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		180,000 円
		当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		280,000 円
		当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		359,000 円
	ウ	非住宅の部分（住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下同じ。）		
		当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの		242,000 円
		当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの		300,000 円
		当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		384,000 円
		当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		546,000 円
		当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		670,000 円
(4) その他の建築物				
		建築物の延べ面積が300㎡以内のもの		242,000 円
		建築物の延べ面積が300㎡を超え1,000㎡以内のもの		300,000 円
		建築物の延べ面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		384,000 円
		建築物の延べ面積が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		546,000 円
		建築物の延べ面積が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		670,000 円